

船橋市森林ボランティア粉碎機貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の森林に発生する竹の有効利用を促進するとともに森林の健全な育成及び適正な管理による森林保護を推進するため、竹をチップ化し、当該森林内の歩道や作業道等の整備や草木の周りに敷き詰めるなど、資源の利活用を図る団体に対し、市の所有する粉碎機（トラックに積載するためのブリッジを含む。）を貸出する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象団体)

第2条 粉碎機及びトラックに積載するためのブリッジ（以下、「粉碎機等」という。）の貸し出しを受けることができる団体は、市内に所在する営利を目的としない団体であって、市内で森林整備活動を行うボランティア団体とする。

(利用計画)

第3条 粉碎機等を利用しようとする団体は、利用を希望する日が属する年度の4月末日まで、かつ最初に利用を希望する日の1か月前までに「船橋市森林ボランティア粉碎機年間利用計画書」（様式第1号）（以下、「計画書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて市長へ提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらずやむを得ない理由等により、前項に定めた計画書を提出できなかった場合は、利用希望日の2か月前までに計画書を市長に提出することができる。

(利用計画承認)

第4条 市長は前条に規定する計画書の提出があった場合は、その計画の内容について審査を行い、その結果について、「船橋市森林ボランティア粉碎機年間利用計画承認（不承認）決定通知書」（様式第2号）（以下、「承認通知書（不承認通知書）」という。）により、申請者に通知するものとする。

(利用計画変更等の承認)

第5条 前条の規定に基づく承認通知書を受けた利用団体が、やむを得ない理由等により利用計画を変更しようとするとき又は中止しようとするときは、速やかに「船橋市森林ボランティア粉碎機年間利用計画変更（中止）申請書」（様式第3号）（以下、「計画変更申請書（計画中止申請書）」という。）により市長の承認を受けなければならない。

(利用申請)

第6条 第4条の規定に基づく承認通知を受け、若しくは前条の規定による計画変更の市長の承認を受け、粉碎機等を利用しようとする団体は、利用希望日の1月前までに「船橋市森林ボランティア粉碎機利用申請書」（様式第4号）に、市長が必要と認める書類を添えて市長へ提出しなければならない。

(利用許可)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その旨を「船橋市森林ボランティア粉砕機利用許可（不許可）決定通知書」（様式第5号）（以下、「許可通知書（不許可通知書）」という。）により、申請者へ通知しなければならない。

（利用申請内容変更等の承認）

第8条 前条の許可通知を受けた申請者がやむを得ない理由等により利用計画を変更しようとするとき又は中止しようとするときは、速やかに「船橋市森林ボランティア粉砕機利用変更（中止）申請書」（様式第6号）（以下、「利用変更申請書（利用中止申請書）」という。）により市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による市長の利用変更承認を受けた利用申請は 第7条の規定による許可内容に変更があったものみなす。

（物品借用書の提出等）

第9条 市長は第7条の規定による許可通知書を受けた団体又は前条の規定による市長の利用変更承認を受けた団体に粉砕機等を貸付けするときは、船橋市物品管理規則（平成26年船橋市規則第62号。以下、「規則」という。）第18条に規定する物品借用書を提出させなければならない。

2 市長は前項の規定により物品借用書が提出されたときは、遅滞なく規則第13条の規定に基づき、物品貸付簿に必要事項を記載したうえで、貸出し並びに返却等の保管状況を明らかにし、整理しなければならない。

（利用団体の責務）

第10条 第7条の規定による利用許可をされた団体並びに第8条の規定による市長の利用変更承認を受けた団体（以下、利用団体という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄する目的で清掃工場等に粉砕後の竹を排出してはならない。
- (2) 粉砕機を使用する前に近隣住民に説明を行うこと。
- (3) 粉砕した竹は、当該森林内にて資源としての有効利用を行うこと。
- (4) 粉砕機等の利用期間は14日間を超えてはならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。
- (5) 貸出期間中は、粉砕機等が盗難や雨等による被害を受けることを避けるため、適正な場所で保管すること。
- (6) 粉砕機等の運搬については、利用団体が行うこと。
- (7) 粉砕機等の使用に関しては、使用上の注意事項を遵守し、安全に十分注意すること。
- (8) 粉砕機等を使用している際に、機械に異常を感じたときは、直ちに使用を中止し船橋市経済部農水産課へ連絡すること。なお、粉砕機等の破損については、利用団体が補償の責務を負うこと。
- (9) 利用団体が粉砕機等を保管並びに利用している際に生じた盗難については、

自らその補償の責務を負うこと。

(利用の取消し)

第 1 1 条 市長は、利用団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該粉砕機等の利用許可を取り消すことができる。

- (1) 粉砕機等を第 3 者に使用させた場合
- (2) 粉砕機等を使用して営利を目的とする事業を行った場合
- (3) 粉砕機等使用上の注意事項に反して使用し破損させた場合
- (4) 粉砕後のチップ化した竹を不法に投棄した場合。
- (5) 前条に掲げる事項に違反した場合

(利用料)

第 1 2 条 粉砕機等の使用料は無料とする。

(費用負担)

第 1 3 条 粉砕機等の運搬費用、燃料にかかる費用は利用団体の負担とする。

(返却)

第 1 4 条 粉砕機等の利用を終了したときには、燃料を補充した後返却するとともに、粉砕機の注意事項を遵守し清掃及び点検をし、「船橋市森林ボランティア粉砕機使用点検簿」(様式第 7 号)並びに「船橋市森林ボランティア粉砕機利用実績報告書」(様式第 8 号)に必要な事項を記入のうえ、市長に提出しなければならない。

(賠償)

第 1 5 条 粉砕機等の運搬及び使用中に発生した事故については、利用団体において一切の責任を負うものとし適切に処理すること。

(その他)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、粉砕機等の貸し出しに必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1.この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2.令和 3 年 3 月末日までの粉砕機等の利用については、第 3 条の規定にかかわらず、計画書の提出期限は、6 月末日とする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

.

様式第 1 号

船橋市森林ボランティア粉碎機年間利用計画書

年 月 日

船橋市長

あて

申請者 団体名
住 所
代表者氏名

印

粉碎機等の利用について、船橋市森林ボランティア粉碎機貸出要綱（以下、貸出要綱という。）第 3 条の規定により、必要書類を添えて年間利用計画を申請します。
なお、利用にあたっては、貸出要綱及び下記の注意事項を遵守します。

記

第 1 回利用計画

1. 借用期間 開始日 年 月 日 ()
(1 4 日以内) 返却日 年 月 日 ()
2. 利用場所 船橋市 _____
3. 利用目的
4. 添付書類 ①粉碎機の使用場所を表示した図面、
②その他 ()

第 2 回利用計画

1. 借用期間 開始日 年 月 日 ()
(1 4 日以内) 返却日 年 月 日 ()
2. 利用場所 船橋市 _____
3. 利用目的
4. 添付書類 ①粉碎機の使用場所を表示した図面、
②その他 ()

第3回利用計画

1. 借用期間 開始日 年 月 日 ()

(14日以内) 返却日 年 月 日 ()

2. 利用場所 船橋市

3. 利用目的

4. 添付書類 ①粉砕機の使用場所を表示した図面、
②その他 ()

5. 注意事項

- (1) 廃棄する目的で清掃工場等に粉碎後の竹を排出してはならない。
- (2) 粉碎機を使用する前に近隣住民に説明を行うこと。
- (3) 粉碎した竹は、当該森林内にて資源としての有効利用を行うこと。
- (4) 粉碎機等の利用期間は14日間を超えてはならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。
- (5) 貸出期間中は、粉碎機等が盗難や雨等による被害を受けることを避けるため、適正な場所で保管すること。
- (6) 粉碎機等の運搬については、利用団体が行うこと。
- (7) 粉碎機等の使用に関しては、使用上の注意事項を遵守し、安全に十分注意すること。
- (8) 粉碎機等を使用している際に、機械に異常を感じたときは、直ちに使用を中止し船橋市経済部農水産課へ連絡すること。なお、粉碎機等の破損については、利用団体が補償の責務を負うこと。
- (9) 利用団体が粉碎機等を保管並びに利用している際に生じた盗難については、自らその補償の責務を負うこと。
- (10) 粉碎機等の運搬及び使用中に発生した事故については、利用団体において一切の責任を負うものとし適切に処理すること。

様式第 2 号

船農第 号
年 月 日

申請者 団体名
住 所 様
代表者氏名

船橋市長 松戸 徹

船橋市森林ボランティア粉砕機年間利用計画承認（不承認）決定通知書

年 月 日付で申請のあった粉砕機等の年間利用計画については、下記のとおり決定したので、船橋市森林ボランティア粉砕機貸出要綱第 4 条の規定により通知します。

記

☐承認する。

第 1 回利用計画

1. 借用期間 開始日 年 月 日 ()
(1 4 日以内) 返却日 年 月 日 () 【 日間】

2. 利用場所 船橋市 _____

3. 利用目的

4. 許可条件 船橋市森林ボランティア粉砕機貸出要綱を遵守すること。
粉砕機の使用許可の場所は別紙のとおり（図面添付）

第 2 回利用計画

1. 借用期間 開始日 年 月 日 ()
(1 4 日以内) 返却日 年 月 日 () 【 日間】

2. 利用場所 船橋市 _____

3. 利用目的

4. 許可条件 船橋市森林ボランティア粉砕機貸出要綱を遵守すること。
粉砕機の使用許可の場所は別紙のとおり（図面添付）

第3回利用計画

1. 借用期間 開始日 年 月 日 ()
(14日以内) 返却日 年 月 日 () 【 日間】

2. 利用場所 船橋市 _____

3. 利用目的

4. 許可条件 船橋市森林ボランティア粉砕機貸出要綱を遵守すること。
粉砕機の使用許可の場所は別紙のとおり（図面添付）

5. 注意事項

- (1) 廃棄する目的で清掃工場等に粉砕後の竹を排出してはならない。
- (2) 粉砕機を使用する前に近隣住民に説明を行うこと。
- (3) 粉砕した竹は、当該森林内にて資源としての有効利用を行うこと。
- (4) 粉砕機等の利用期間は14日間を超えてはならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。
- (5) 貸出期間中は、粉砕機等が盗難や雨等による被害を受けることを避けるため、適正な場所で保管すること。
- (6) 粉砕機等の運搬については、利用団体が行うこと。
- (7) 粉砕機等の使用に関しては、使用上の注意事項を遵守し、安全に十分注意すること。
- (8) 粉砕機等を使用している際に、機械に異常を感じたときは、直ちに使用を中止し船橋市経済部農水産課へ連絡すること。なお、粉砕機等の破損については、利用団体が補償の責務を負うこと。
- (9) 利用団体が粉砕機等を保管並びに利用している際に生じた盗難については、自らその補償の責務を負うこと。
- (10) 粉砕機等の運搬及び使用中に発生した事故については、利用団体において一切の責任を負うものとし適切に処理すること。

☐ 不承認とする。

理由

様式第3号

船橋市森林ボランティア粉砕機年間利用計画変更（中止）申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 団体名
住 所
代表者氏名 ⑩

計画変更
粉砕機等の利用について、 したいので、船橋市森林ボランティア粉砕機
中 止

貸出要綱（以下、貸出要綱という。）第5条の規定により、次のとおり申請します。
（なお、利用にあたっては、貸出要綱及び下記の注意事項を遵守します。）

記

- 1.承認年月日
- 2.番号
- 3.変更・中止の理由
- 4.変更内容

※変更の場合は、変更後の内容を記載すること。
※中止の場合は、中止する内容を記載すること。

（1）第1回利用計画（変更・中止）

- 1. 借用期間 開始日 年 月 日（ ）
（14日以内） 返却日 年 月 日（ ）
- 2. 利用場所 船橋市
- 3. 利用目的
- 4. 添付書類 ①粉砕機の使用場所を表示した図面、
②その他（ ）

(2) 第2回利用計画(変更・中止)

1. 借用期間 開始日 年 月 日 ()
 (1 4 日以内) 返却日 年 月 日 ()
2. 利用場所 船橋市 _____
3. 利用目的 _____
4. 添付書類 ①粉砕機の使用場所を表示した図面、
 ②その他 ()

(3) 第3回利用計画（変更・中止）

1. 借用期間 開始日 年 月 日 ()
 (1 4 日以内) 返却日 年 月 日 ()
2. 利用場所 船橋市 _____
3. 利用目的 _____
4. 添付書類 ①粉砕機の使用場所を表示した図面、
 ②その他 ()

5. 注意事項（利用変更の場合）

- (1) 廃棄する目的で清掃工場等に粉碎後の竹を排出してはならない。
- (2) 粉碎機を使用する前に近隣住民に説明を行うこと。
- (3) 粉碎した竹は、当該森林内にて資源としての有効利用を行うこと。
- (4) 粉碎機等の利用期間は14日間を超えてはならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。
- (5) 貸出期間中は、粉碎機等が盗難や雨等による被害を受けることを避けるため、適正な場所で保管すること。
- (6) 粉碎機等の運搬については、利用団体が行うこと。
- (7) 粉碎機等の使用に関しては、使用上の注意事項を遵守し、安全に十分注意すること。
- (8) 粉碎機等を使用している際に、機械に異常を感じたときは、直ちに使用を中止し船橋市経済部農水産課へ連絡すること。なお、粉碎機等の破損については、利用団体が補償の責務を負うこと。
- (9) 利用団体が粉碎機等を保管並びに利用している際に生じた盗難については、自らその補償の責務を負うこと。
- (10) 粉碎機等の運搬及び使用中に発生した事故については、利用団体において一切の責任を負うものとし適切に処理すること。

様式第 4 号

船橋市森林ボランティア粉碎機利用申請書

年 月 日

船橋市長

あて

申請者 団体名
住 所
代表者氏名

㊞

粉碎機等の利用について、船橋市森林ボランティア粉碎機貸出要綱（以下、貸出要綱という。）第 6 条の規定により、必要書類を添えて申請します。

なお、利用にあたっては、貸出要綱及び下記の注意事項を遵守します。

記

1. 借用期間 開始日 年 月 日 ()
(1 4 日以内) 返却日 年 月 日 ()

2. 利用場所 船橋市 _____

3. 利用目的

4. 添付書類 船橋市森林ボランティア粉碎機年間利用計画承認決定通知書（写し）
①粉碎機の使用場所を表示した図面、
②その他 ()

※なお、貸出要綱第 5 条の規定に基づき、市長の承認を得た場合は、上記の「船橋市森林ボランティア粉碎機年間利用計画承認決定通知書（写し）」に替えて、「船橋市森林ボランティア粉碎機年間利用計画変更申請書（写し）」（受理印を押印したもの）を添付する。

5. 注意事項

(1) 廃棄する目的で清掃工場等に粉碎後の竹を排出してはならない。

- (2) 粉砕機を使用する前に近隣住民に説明を行うこと。
- (3) 粉砕した竹は、当該森林内にて資源としての有効利用を行うこと。
- (4) 粉砕機等の利用期間は14日間を超えてはならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。
- (5) 貸出期間中は、粉砕機等が盗難や雨等による被害を受けることを避けるため、適正な場所で保管すること。
- (6) 粉砕機等の運搬については、利用団体が行うこと。
- (7) 粉砕機等の使用に関しては、使用上の注意事項を遵守し、安全に十分注意すること。
- (8) 粉砕機等を使用している際に、機械に異常を感じたときは、直ちに使用を中止し船橋市経済部農水産課へ連絡すること。なお、粉砕機等の破損については、利用団体が補償の責務を負うこと。
- (9) 利用団体が粉砕機等を保管並びに利用している際に生じた盗難については、自らその補償の責務を負うこと。
- (10) 粉砕機等の運搬及び使用中に発生した事故については、利用団体において一切の責任を負うものとし適切に処理すること。

様式第 5 号

船農第 号
年 月 日

申請者 団体名
住 所 様
代表者氏名

船橋市長 松戸 徹

船橋市森林ボランティア粉砕機利用許可（不許可）決定通知書

年 月 日付で申請のあった粉砕機等の利用については、下記のとおり決定したので、船橋市森林ボランティア粉砕機貸出要綱第 7 条の規定により通知します。

記

☐ 許可する。

1. 借用期間 開始日 年 月 日 ()
(1 4 日以内) 返却日 年 月 日 () 【 日間】

2. 利用場所 船橋市 _____

3. 利用目的

4. 許可条件

船橋市森林ボランティア粉砕機貸出要綱を遵守すること。
粉砕機の使用許可の場所は別紙のとおり（図面添付）

5. 注意事項

- (1) 廃棄する目的で清掃工場等に粉砕後の竹を排出してはならない。
- (2) 粉砕機を使用する前に近隣住民に説明を行うこと。
- (3) 粉砕した竹は、当該森林内にて資源としての有効利用を行うこと。
- (4) 粉砕機等の利用期間は 1 4 日間を超えてはならない。ただし、市長が認める

場合はこの限りではない。

- (5) 貸出期間中は、粉砕機等が盗難や雨等による被害を受けることを避けるため、適正な場所で保管すること。
- (6) 粉砕機等の運搬については、利用団体が行うこと。
- (7) 粉砕機等の使用に関しては、使用上の注意事項を遵守し、安全に十分注意すること。
- (8) 粉砕機等を使用している際に、機械に異常を感じたときは、直ちに使用を中止し船橋市経済部農水産課へ連絡すること。なお、粉砕機等の破損については、利用団体が補償の責務を負うこと。
- (9) 利用団体が粉砕機等を保管並びに利用している際に生じた盗難については、自らその補償の責務を負うこと。
- (10) 粉砕機等の運搬及び使用中に発生した事故については、利用団体において一切の責任を負うものとし適切に処理すること。

☐不許可とする。

理由

様式第 6 号

船橋市森林ボランティア粉碎機利用変更（中止）申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 団体名
住 所
代表者氏名 ⑩

利用変更
粉碎機等の利用について、 したいので、船橋市森林ボランティア粉碎機
中 止

貸出要綱（以下、貸出要綱という。）第 8 条の規定により、次のとおり申請します。
（なお、利用にあたっては、貸出要綱及び下記の注意事項を遵守します。）

記

- 1.決定年月日
- 2.番号
- 3.変更・中止の理由
- 4.変更内容

※変更の場合は、変更後の内容を記載すること。
※中止の場合は、中止する内容を記載すること。

（１）第 1 回利用計画（変更・中止）

- 1. 借用期間 開始日 年 月 日（ ）
（1 4 日以内） 返却日 年 月 日（ ）
- 2. 利用場所 船橋市 _____
- 3. 利用目的
- 4. 添付書類 ①粉碎機の使用場所を表示した図面、
②その他（ ）

(2) 第2回利用計画(変更・中止)

1. 借用期間 開始日 年 月 日 ()
 (14日以内) 返却日 年 月 日 ()
2. 利用場所 船橋市 _____
3. 利用目的
4. 添付書類 ①粉砕機の使用場所を表示した図面、
 ②その他 ()

(3) 第3回利用計画(変更・中止)

1. 借用期間 開始日 年 月 日 ()
 (14日以内) 返却日 年 月 日 ()
2. 利用場所 船橋市 _____
3. 利用目的
4. 添付書類 ①粉砕機の使用場所を表示した図面、
 ②その他 ()

5. 注意事項(利用変更の場合)

- (1) 廃棄する目的で清掃工場等に粉砕後の竹を排出してはならない。
- (2) 粉砕機を使用する前に近隣住民に説明を行うこと。
- (3) 粉砕した竹は、当該森林内にて資源としての有効利用を行うこと。
- (4) 粉砕機等の利用期間は14日間を超えてはならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。
- (5) 貸出期間中は、粉砕機等が盗難や雨等による被害を受けることを避けるため、適正な場所で保管すること。
- (6) 粉砕機等の運搬については、利用団体が行うこと。
- (7) 粉砕機等の使用に関しては、使用上の注意事項を遵守し、安全に十分注意すること。
- (8) 粉砕機等を使用している際に、機械に異常を感じたときは、直ちに使用を中止し船橋市経済部農水産課へ連絡すること。なお、粉砕機等の破損については、利用団体が補償の責務を負うこと。
- (9) 利用団体が粉砕機等を保管並びに利用している際に生じた盗難については、自らその補償の責務を負うこと。
- (10) 粉砕機等の運搬及び使用中に発生した事故については、利用団体において一切の責任を負うものとし適切に処理すること。

様式第 8 号

船橋市森林ボランティア粉砕機利用実績報告書

年 月 日

船橋市長

あて

申請者 団体名

住 所

代表者氏名

印

年 月 日付船農第 号をもって利用許可を受けた粉砕機等について、下記のとおり利用が終了したので、船橋市森林ボランティア粉砕機貸出要綱第 14 条の規定により利用実績を報告します。

記

1. 借用期間 開始日 年 月 日 ()
返却日 年 月 日 () 【 日間】

2. 利用場所 船橋市 _____

3. 粉砕後の目的

4. 粉 砕 量 ・ 処理時間 m^3 時～ 時 計 時間
※複数日使用し場合は、各日ごと記載すること。

5. 粉砕後の有効利用の状況 別添のとおり
※写真を添付すること。

6. 故障箇所等の報告